

破産手続廃止

令和6年(フ)第2025号

福岡市西区橋本1丁目7番60号
破産者 メンバーズ幸子こと 秋山 幸子(旧姓加藤)
1 決定年月日 令和8年6月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1415号

福岡県大野城市御笠川五丁目7-21オフィスバレー御笠川13-1号室
破産者 株式会社杉村建設
1 決定年月日 令和8年6月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第238号

大分市森町西五丁目9番3-2号
破産者 合同会社A B L A Z E
1 決定年月日 令和8年6月3日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第978号

福岡市南区長丘五丁目8番18-702号
破産者 株式会社創天
1 決定年月日 令和8年6月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1182号

福岡県那珂川市中原三丁目127番地
破産者 株式会社巧電設
1 決定年月日 令和8年6月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2250号

福岡市博多区竹丘町二丁目4番25号みはしビル103号室
破産者 株式会社Oneness
1 決定年月日 令和8年6月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第270号

福岡県糟屋郡志免町南里七丁目7番20号
破産者 合同会社You plan
1 決定年月日 令和8年6月4日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第130号

仙台市青葉区木町通二丁目6番32号
破産者 株式会社サバイ、サバイ
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第742号

栃木県足利市利保町1丁目17番地6
破産者 森川 志津
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第744号

栃木県栃木市神田町9番1号 ユーミー神401号室
破産者 栗原なな子
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第94号

栃木県小山市西城南四丁目12番地2
破産者 株式会社風土屋

1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第116号

栃木県小山市大宇雨ヶ谷661番地3 ヴィラ陽里201号室
破産者 福井 桂子(旧姓橋本)
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第125号

栃木県宇都宮市峰町298番地31 クレストビル1 303号
破産者 古賀 明彦
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第539号

東京都豊島区南大塚三丁目12番11号
破産者 株式会社ハルワ
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年(フ)第9号

埼玉県春日部市六軒町43番地3
破産者 株式会社幸縁
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第195号

千葉県木更津市大和2-4吉田店舗A1階東側
破産者 株式会社B e D A Y S

1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第196号

東京都世田谷区砧4丁目13番11-501号
破産者 日高 美香(旧姓蒲生)
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和4年(フ)第51号

東京都八王子市下恩方町766番地
破産者 株式会社玄人
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2447号

大阪市福島区福島2丁目8番10号
破産者 株式会社木古里
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6558号

大阪市浪速区難波中2丁目6番20号
破産者 株式会社ナチュラル
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第442号

和歌山県紀の川市北大井376-1
破産者 合同会社富美香
1 決定年月日 令和8年6月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係